



2022年9月26日

各位

会社名 株式会社デリバリーコンサルティング  
代表者名 代表取締役CEO 阪口琢夫  
(コード番号：9240 東証グロース市場)  
問合せ先 取締役管理本部長 伊藤享弘  
(TEL：03-6683-4474)

## 定款変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更の件を2022年10月26日開催予定の第20期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる規定及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる規定を設け、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定を削除するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(附則)</p> <p>1. <u>会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改定規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>2. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年10月26日（予定）

定款変更の効力発生日 2022年10月26日（予定）

以上